

建設産業の現状と今後の課題

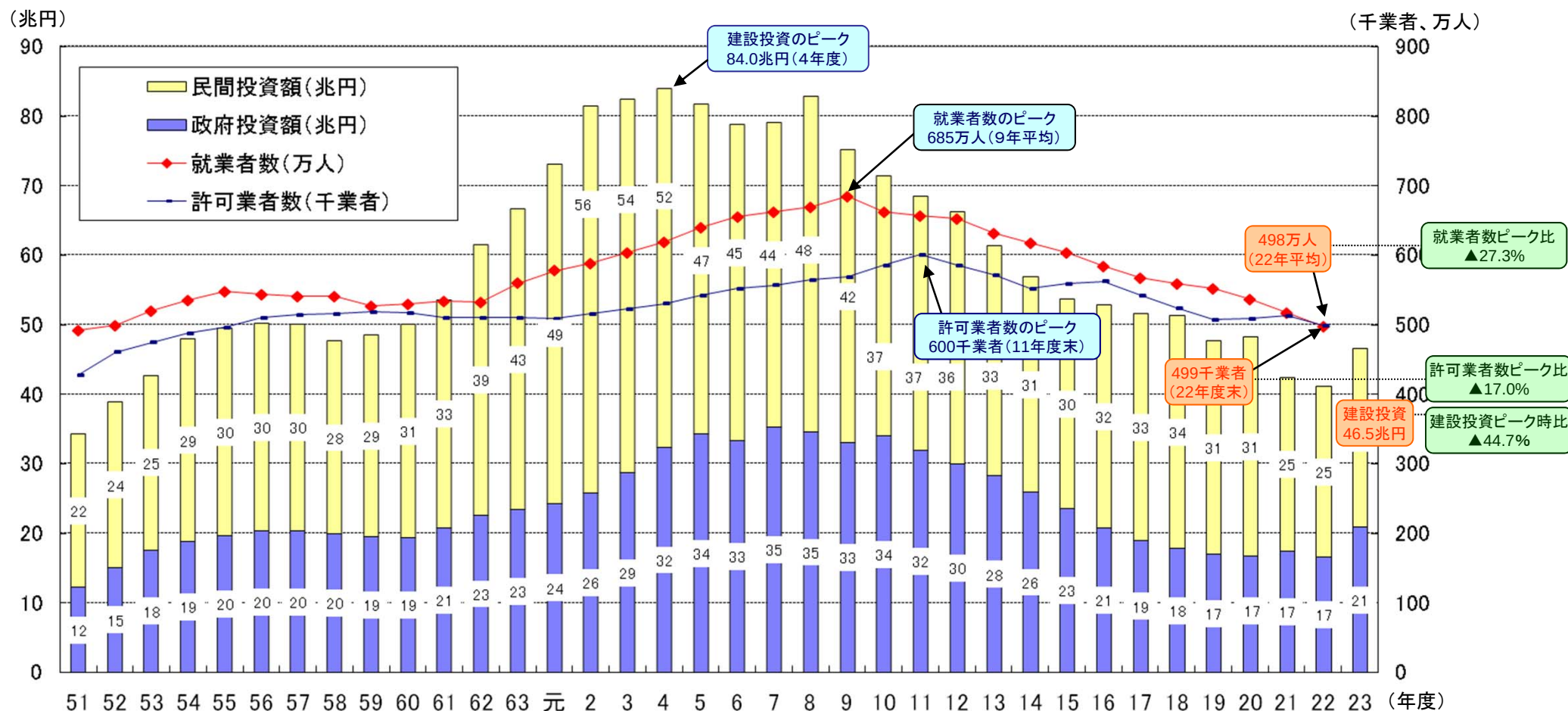
平成24年2月24日

CI-NET/C-CADECシンポジウム

国土交通省

建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

- 建設投資額(平成23年度見通し)は約47兆円で、ピーク時(4年度)から約45%減。
- 建設業者数(22年度末)は約50万業者で、ピーク時(11年度末)から約17%減。
- 建設業就業者数(22年平均)は498万人で、ピーク時(9年平均)から約27%減。 ※23年2月は499万人(前年同月比10万人減)。



出所:国土交通省「建設投資見通し」・「許可業者数調べ」、総務省「労働力調査」

注1 投資額については平成20年度まで実績、21年度・22年度は見込み、23年度は見通し

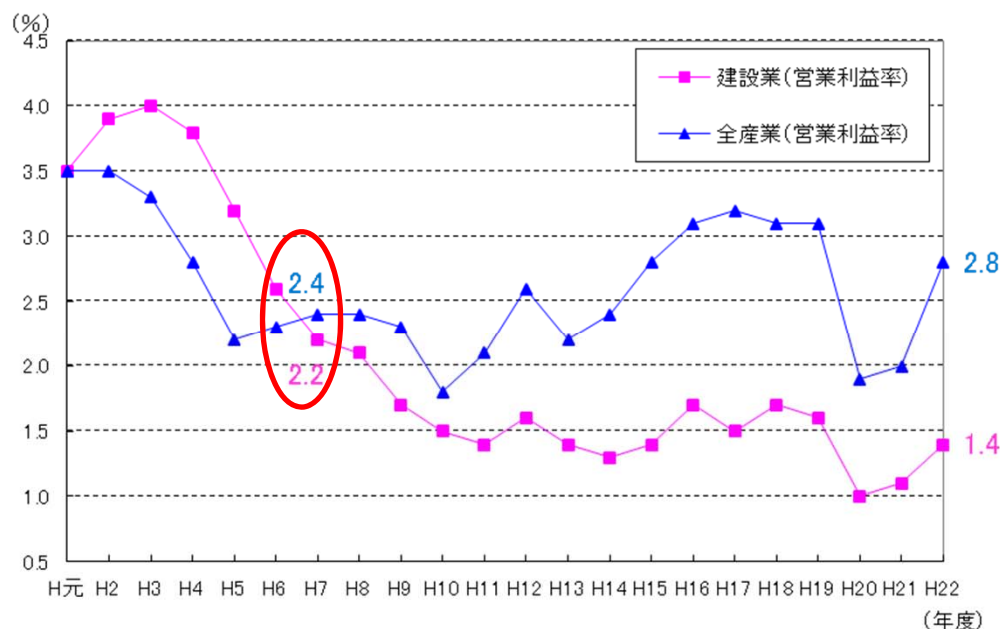
注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値

注3 就業者数は年平均

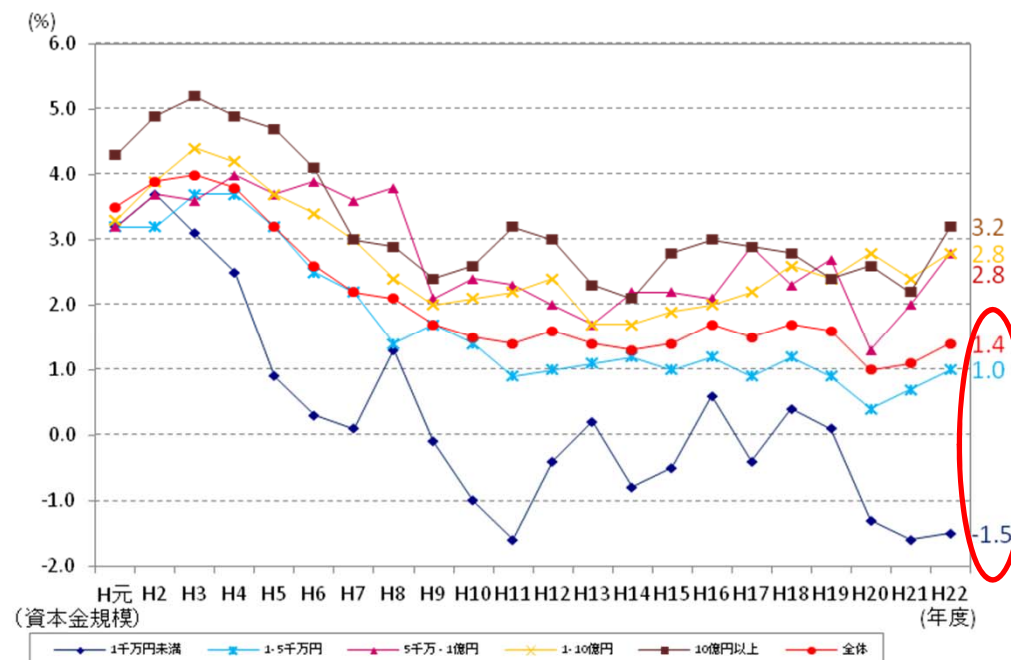
建設業の利益率・規模別売上高営業利益率の推移

- 建設業の利益率は近年投資の減少等により低迷しており、全産業平均の1／2程度の水準で推移。
- 企業規模の小さい建設業者ほど、利益率が低迷している。

建設業の売上高営業利益率の推移



建設業の規模別売上高営業利益率の推移



建設業

営業利益率

平成3年度
(利益率のピーク)

4.0%

→

平成4年度
(建設投資のピーク)

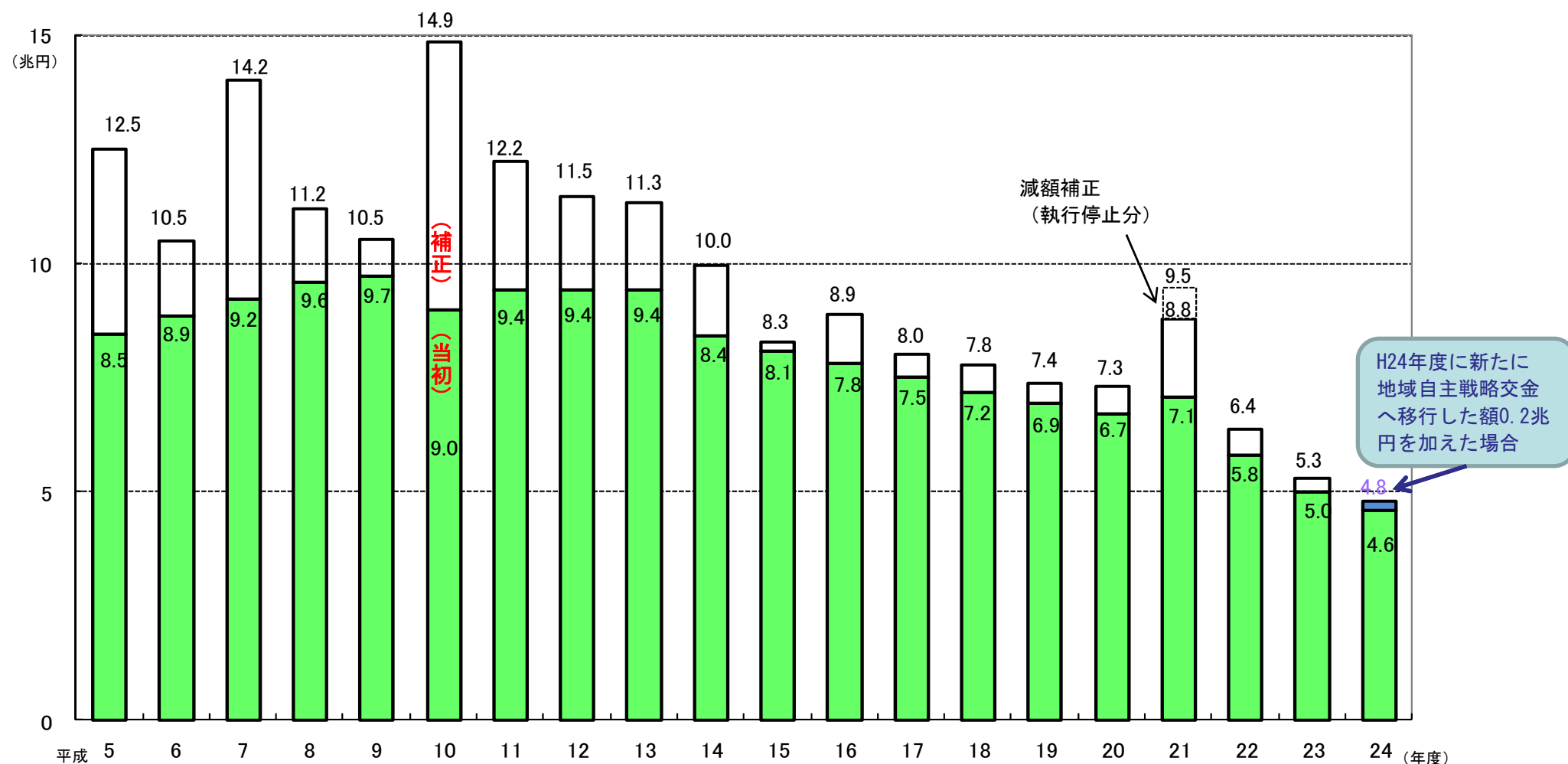
3.8%

→

平成22年度 (対ピーク比)

1.4% (▲2.6pt)

公共事業関係費の推移(東日本大震災復旧・復興に係る経費は除く)

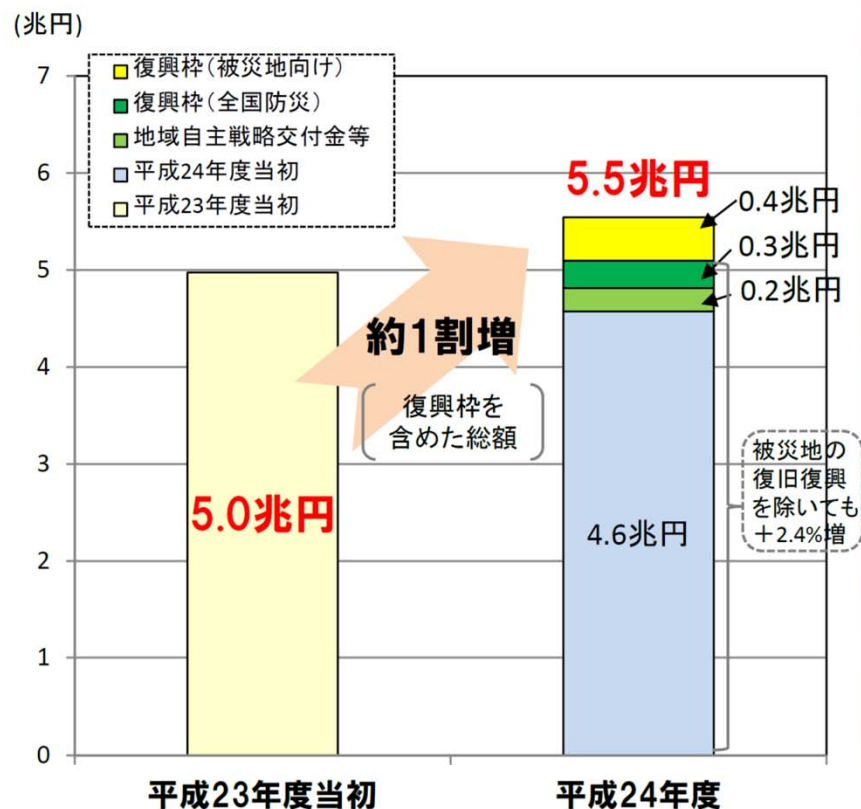


- ※ 平成21年度は、平成20年度で特別会計に直入されていた「地方道路整備臨時交付金」相当額(0.7兆円)が一般会計計上に切り替わったため、見かけ上は前年度よりも増加(+5.0%)しているが、この特殊要因を除けば△4.5%である。
- ※ 平成23年度当初予算は同年度に地域自主戦略交付金へ移行した額(0.5兆円)を含まない。
- ※ 平成23年度における補正予算の額については、3次補正までを含めたもの(東日本大震災復旧・復興に係る経費を除く)。
- ※ 平成23年度1次、3次補正予算及び平成24年度当初予算において、東日本大震災の被災地の復旧・復興や全国的な防災・減災等のための公共事業関係予算を計上しており、その額は右の通りである。
平成23年度3次補正予算までは、一般会計ベース、平成24年度当初予算は、復興特会ベース。このほか、東日本大震災復興交付金がある。

【東日本大震災復旧・復興に係る経費】				(単位: 兆円)
	H23 '1次補正	H23 '3次補正	H24 '当初	累計
復旧	1.1	0.9	0.2	2.2
復興	0.1	0.2	0.2	0.5
全国防災	—	0.2	0.3	0.5
合計	1.2	1.3	0.7	3.3

- ・平成24年度当初予算では、公共事業費について実質的に前年比1割増の5.5兆円を確保。
- ・公共事業費以外にも、東日本大震災関係経費により様々な事業が実施される。

平成24年度における実質的な政府全体の公共事業費



東日本大震災関係経費 (公共事業費以外)

災害廃棄物処理事業費 3,442億円

被災市町村が行うがれきの収集・運搬・処分事業に対し補助。
(補助率: 1/2~8/10~9/10)

震災復興特別交付税 6,855億円

復旧・復興事業等に係る地方負担等について震災復興特別交付税を措置

東日本大震災復興交付金 2,868億円

被災自治体が行う被災地域の復興地域づくりに必要となる事業に係る所要の予算を措置

学校施設の耐震化・防災機能の強化 1,209億円

東日本大震災によって被害を受けた公立学校の移転・復旧と、既存施設の補強や改築等を実施。

※この他、平成23年度1次補正で1.2兆円、3次補正で1.5兆円の公共事業費が確保されたほか、4次補正予算で1,640億円のゼロ国債を措置。

集中復興期間(5年間)における復旧・復興対策規模と財源

○一定期間後に、それまでの実績を踏まえ、その後の復旧・復興対策規模と財源スキーム等を見直すこととする。

5年間の復旧・復興対策規模(国・地方の公費分)
19兆円程度

5年間の財源
19兆円程度

復旧・復興対策事業(注)
(1次補正等・2次補正を含む)

1次補正等見合の歳出削減等 4.3兆円程度
(予備費対応分含む。うち国の1次補正は4兆円程度。)

2次補正見合の剰余金 1.8兆円程度

6兆円程度

歳出削減 } 5兆円程度

税外収入

税制措置 8兆円程度

13兆円程度

〔復興債は、一時的なつなぎとして発行。
税制措置等により償還財源を担保。〕

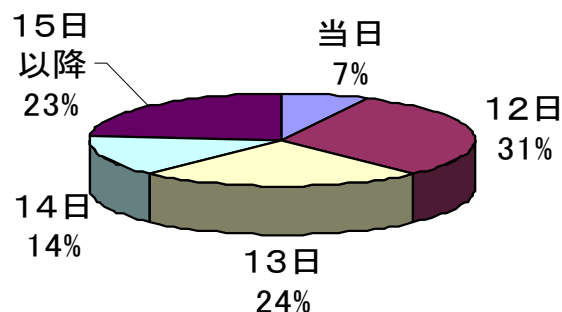
(注1)8月9日の3党合意を踏まえ、復興基本方針において、「年金臨時財源2.5兆円を復興債で補てんするための償還財源について、復旧・復興事業の財源に加算した上で検討する」とされている。

(注2)復旧・復興対策の規模には、原則として原子力損害賠償法・原子力賠償機構法に基づき事業者が負担すべき経費は含まれていない。

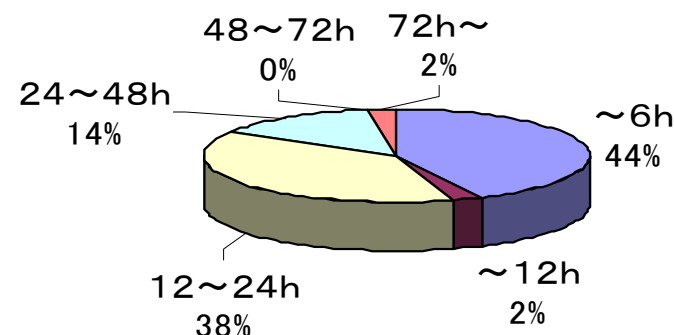
3月11日の東日本大震災の発生に伴い、建設業者が実施した東北の太平洋沿岸部の道路啓開作業に関し、その作業の実態について、東北建設業協会連合会のご協力を頂き調査したものです。

1. 道路啓開作業の実施状況（回答29社／調査対象29社）
 - (1) 29社により、直轄国道26箇所及び県道・市道等16箇所の計42箇所で実施。
 - (2) 3日目までに26箇所(62%)で作業に着手。
 - (3) 要請を受けてから、6時間以内に18箇所(44%)で、24時間以内に35箇所(84%)で作業を開始。
 - (4) 道路啓開作業が速やかに行われた主な理由
 - ① 自社で建設機械、運搬機械、オペレータを所有。
 - ② リース会社と災害協定を結ぶなど通常から関係会社と協力関係を構築
 - ③ 緊急時の基本事項を社内で指導徹底し、従業員が自主的に帰社・連絡
 - ④ 社員全員が1日でも早く復旧し開通させたいという気持ちでがんばった

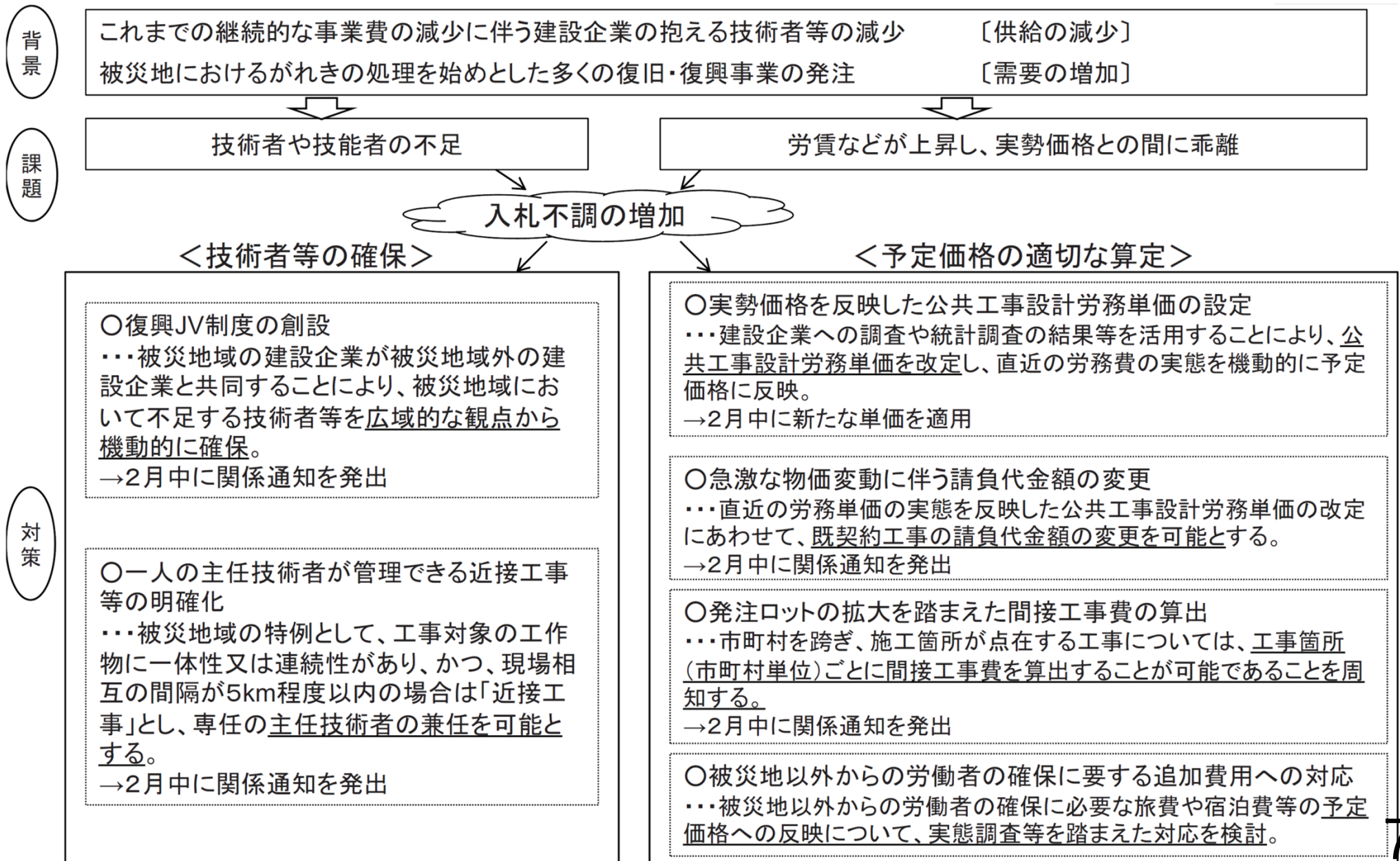
道路啓開を開始した日（N=42）



要請を受けてから着手するまでの時間（N=42）



国土交通省における復旧・復興事業の施工確保対策(概要)



○JV(共同企業体)とは、複数の建設企業が、一つの建設工事を受注、施工することを目的として、自主的に結成する事業組織体のこと。

(既存の方式)

特定JV 大規模かつ技術難度の高い工事において、工事ごとに結成

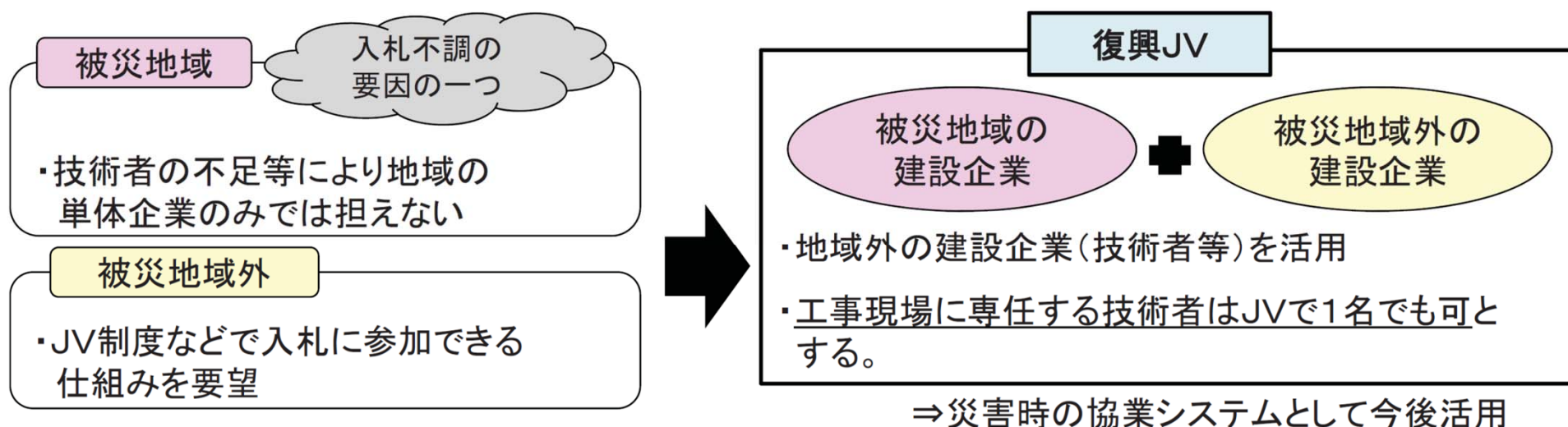
経常JV 中小・中堅建設企業が継続的な協業関係を確保するために結成

地域維持型JV 地域の維持管理に不可欠な事業で、実施体制の安定確保を図るために結成

○復興JV制度

被災地域において、地元の建設企業を中心に自主的に結成する復興JV制度を創設。

従来、地元企業のみが入札参加していた工事において、地域外の建設企業も構成員とする「復興JV」に競争参加を認める。(概ね3億円未満を想定)



迅速かつ効率的な施工が確保されるよう、地域における雇用の確保を図りつつ、広域的な観点から必要な体制を確保

復旧・復興工事における主任技術者の専任について

(建設業法施行令 第27条第2項)

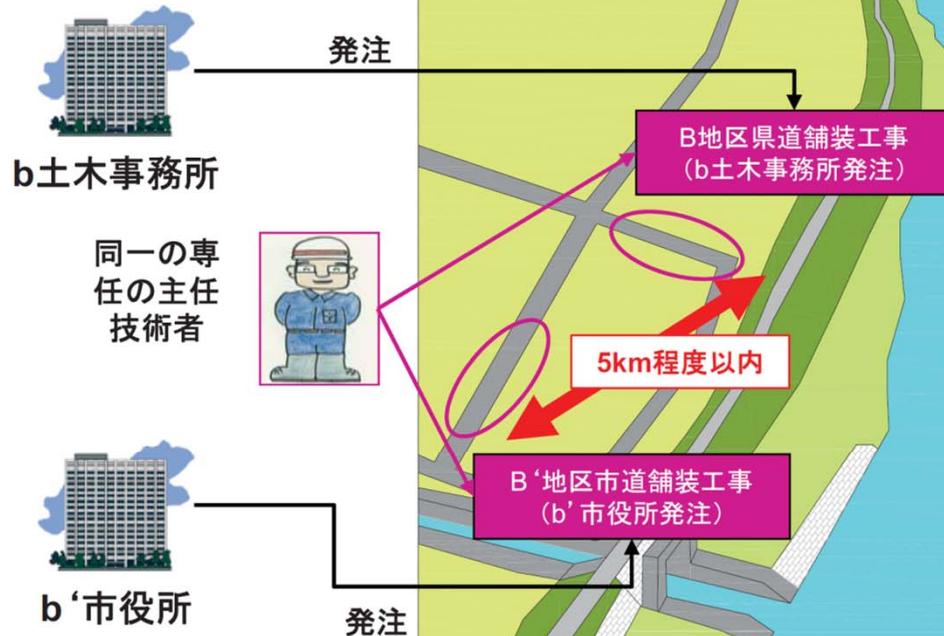
前項に規定する建設工事のうち密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。



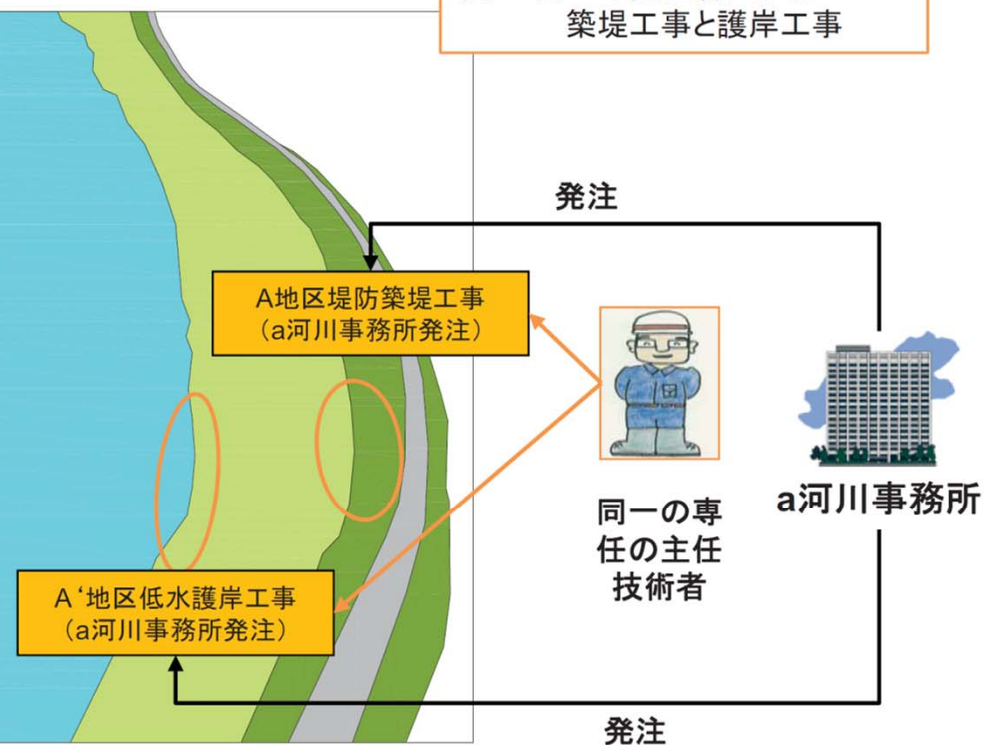
工事の対象となる工作物に一体性又は連続性が認められる工事で、工事現場の相互の間隔が5km程度以内の近接した場所において施工されるものについて、建設業法施行令第27条第2項が適用できると判断して差し支えない。

●専任の主任技術者による兼務が認められる例

例1. 別々の発注者による舗装工事



例2. 同一の発注者による築堤工事と護岸工事

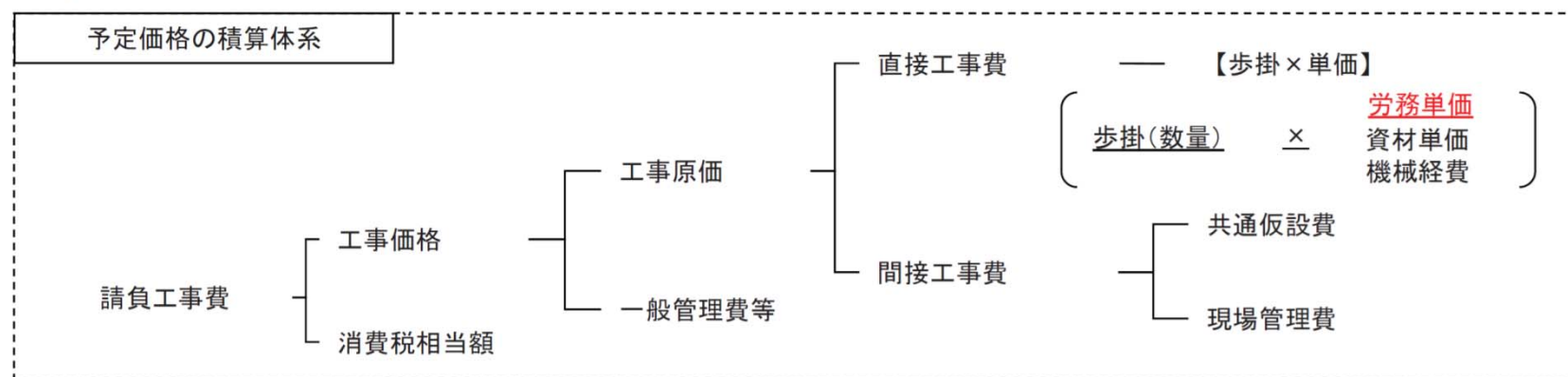


工事の難易度、工事現場の距離等を踏まえ、適正な施工に遺漏の無いように判断する

実勢価格を反映した労務単価の設定について

公共工事設計労務単価の概要

- **性格**: 公共工事の予定価格の積算用単価(国、地方公共団体、独法等が積算に利用)
※ 個々の契約(下請契約における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金)を拘束するものではない
- **設定**: 毎年10月、国、都道府県、政令市等発注の公共工事に従事する建設労働者(約20万人)の賃金支払い実態を調査し、取引の実例価格として年1回設定。



○ 実勢価格を反映した労務単価の設定:

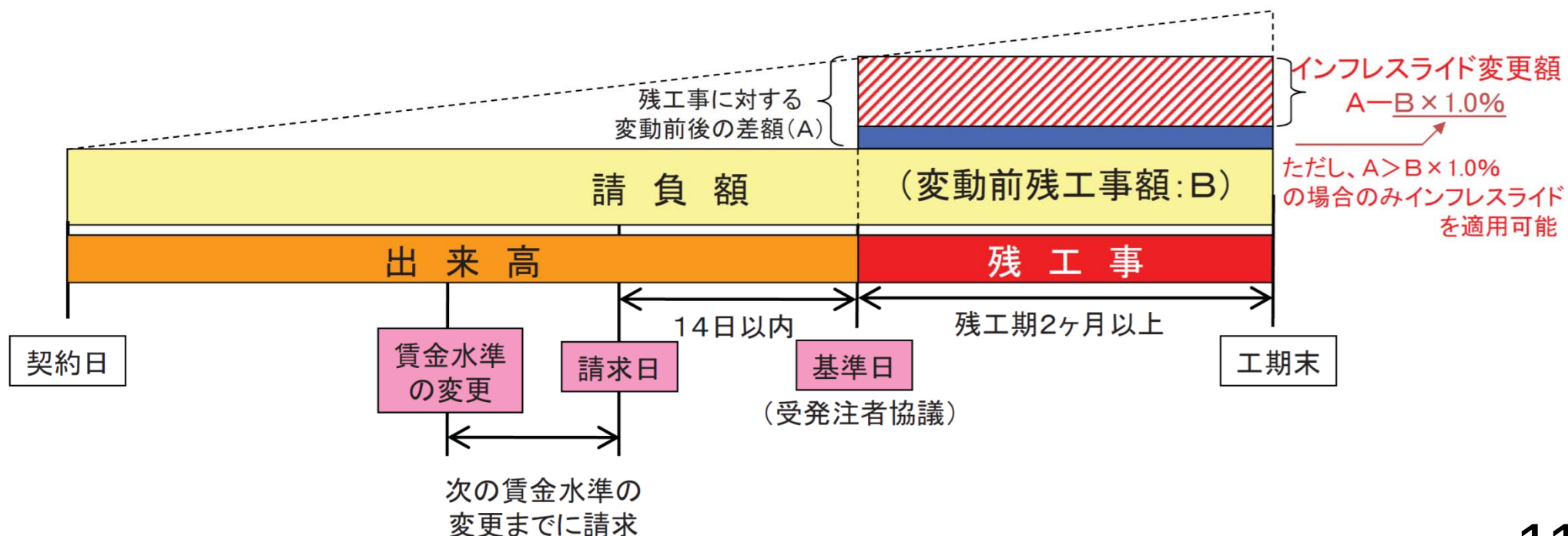
被災地において労務単価の急激な変動が見られ、現在の公共工事設計労務単価が「取引の実例価格」と言えない状況が発生していること、被災三県において不調・不落が多発しており、労務単価の見直しが求められていることから、建設企業への調査や統計調査の結果等(現時点で得られる被災地の労務費の実態を表わす調査すべて)を活用した最新月への補正係数を算出し、現在の設計労務単価に乗じて補正する対応を2月中に実施する

急激な物価変動に伴う請負代金額の変更

工事請負契約書 第25条第6項(インフレスライド条項)

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適當となったときは、発注者又は受注者は、前各項の定めにかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

インフレスライドの概要(工事請負契約書 第25条第6項)



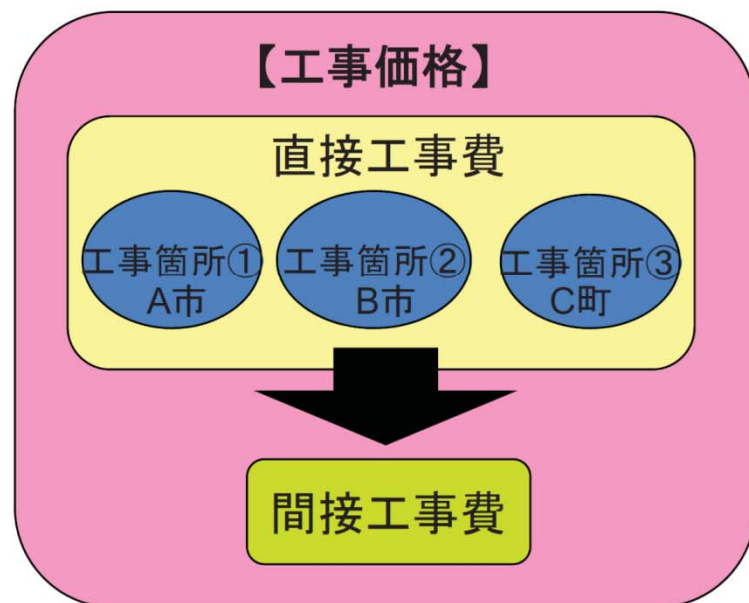
●施工箇所が点在する工事の間接工事費の算定

施工箇所が点在する工事については、建設機械を複数箇所に運搬する費用や複数箇所の交通規制等がそれぞれの箇所で発生するなど、積算額と実際にかかる費用に乖離が考えられるため、「市町村をまたぎ、施工箇所が複数ある工事については、工事箇所(市町村単位)ごとに間接工事費(共通仮設費、現場管理費)の算出を可能とする。」こととしており、その適用について周知を図る。

■間接工事費 計上のイメージ

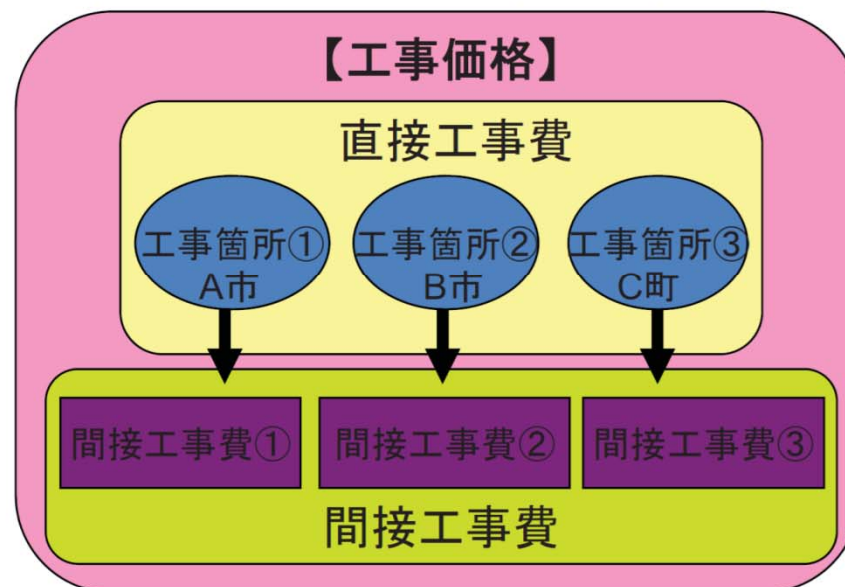
○現在の積算方法

※直接工事費の総価に間接費率を掛けて計上



○工事箇所(市町村単位)ごとの算出方法

※工事箇所ごとの直接工事費に間接費率を掛けて計上



住宅、建築物の耐震化の状況と支援制度の概要

耐震化の状況

昭和56年の耐震基準を満たさない建築物について、改修・建替えにより耐震化を促進

住宅の耐震化

H10
約68%



H15
約75%



H20
約79%



目標(H32)
95%

※新成長戦略
(H22.6.18閣議決定)

特定建築物の耐震化

※特定建築物：学校、病院、百貨店等の多数の者が利用する一定規模以上の建築物

H15
約75%



H20
約80%



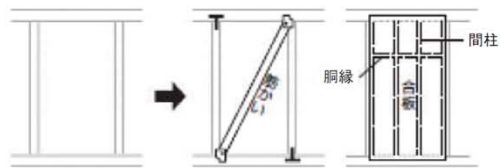
目標(H27)
90%

※地震防災戦略
(H17中央防災会議)

耐震改修イメージ

＜戸建住宅＞

筋交いによる補強
構造用合板による補強
筋交いのタスキ掛け

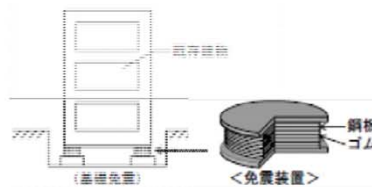


筋交い、合板による壁の補強

＜建築物＞



鉄骨ブレースによる壁の補強



免震装置設置による
地震動伝播の低減

＜学校＞



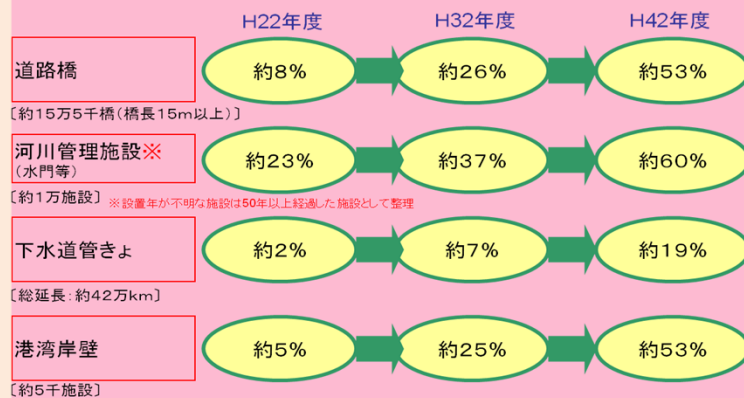
既存インフラの戦略的維持・更新の適切な実施による施設の長寿命化、LCC低減の実現

《背景と現状》

【老朽化する社会資本】

高度経済成長期に整備された大量の社会資本ストックが老朽化するため、予防保全の取組みを実施するなどにより、維持管理・更新費用の削減を図ることが必要。

建設後50年以上経過する社会資本の割合



【各施設の長寿命化計画等の取組み状況】

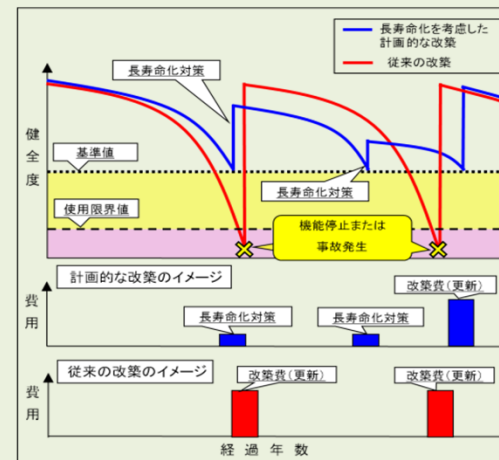
	実績値				目標値
	H19	H20	H21	H22	H24
全国道路橋の長寿命化修繕計画策定率	28%	41%	54%	63%	100%
下水道施設の長寿命化計画策定率	0%	約4%	約8%	約24%	100%
河川管理施設の長寿命化率	0%	約15%	約31%	約47%	100%
港湾施設長寿命化計画策定率	約2%	約13%	約58%	約70%	約97%
老朽化対策が実施されている海岸保全施設の割合	約51%	約51%	約52%	-	約6割

※全国道路橋の長寿命化修繕計画策定率(H22)について、岩手県、宮城県、福島県は、平成22年4月時点のデータを用いている。
※都市公園施設については、平成21年度末時点で12団体が計画策定済み、150団体が計画策定中。

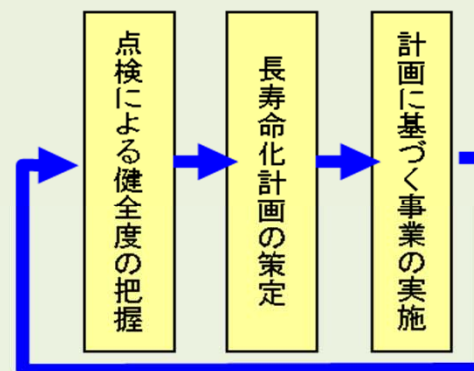
《今後の取り組みのポイント》

【予防保全対策を考慮したLCCの低減】

「予防保全的管理」への転換による施設の長寿命化とLCCの低減を図る。



【施設の長寿命化の更なる促進】



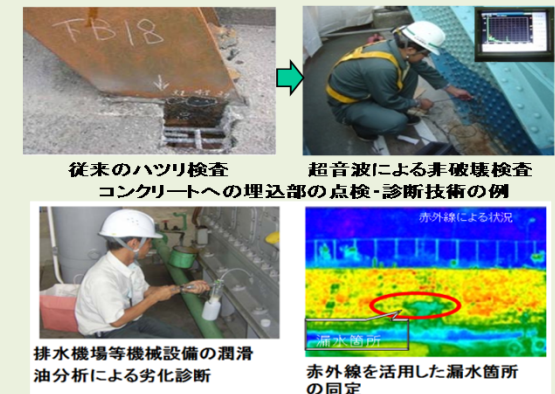
定期的な点検の実施によって社会インフラの健全度を診断、その結果を踏まえ長寿命化計画を策定し、計画に基づく予防的な修繕等を実施。

※LCC(ライフサイクルコスト)

【技術開発の推進】

《点検・監視における技術開発》

社会資本の予防保全的管理を推進するため、構造物の目視困難な部位を点検するための技術等を開発し、点検の効率化及び点検実施率の向上を図る。



《補修における技術》

『橋梁』



『水門』



【先進事例調査・人材育成】

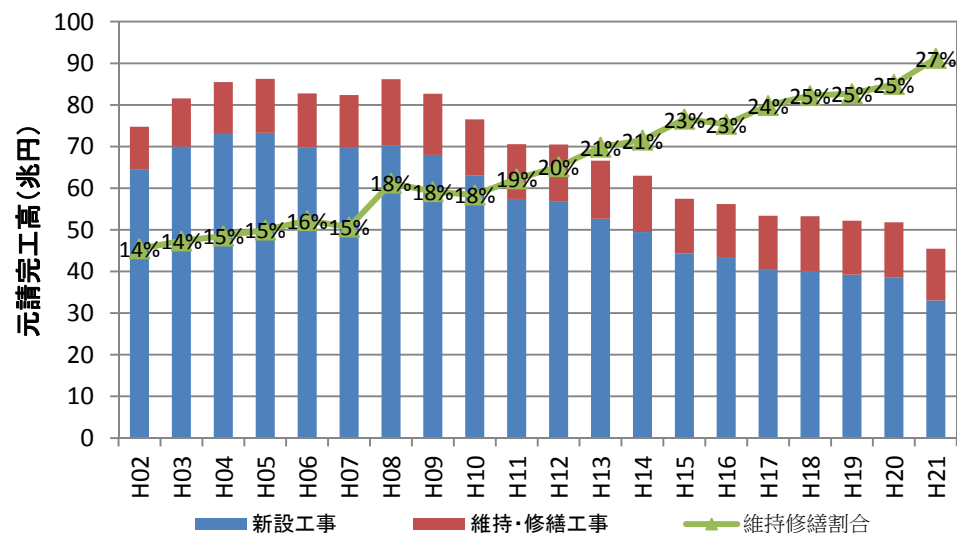
長寿命化やLCC低減の調査研究や技術系職員への研修等人材育成の取組みも実施していく。

我が国の建設投資市場の動向

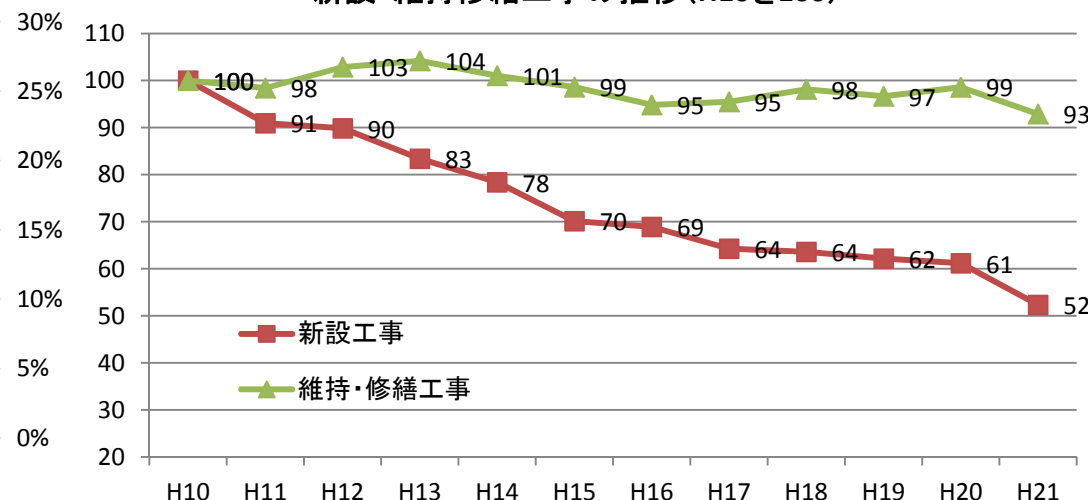
投資額が減少する中、維持修繕の割合が増加

新設工事は減少、維持修繕工事は横ばいで推移

新設工事額と維持補修工事額、維持修繕割合の推移

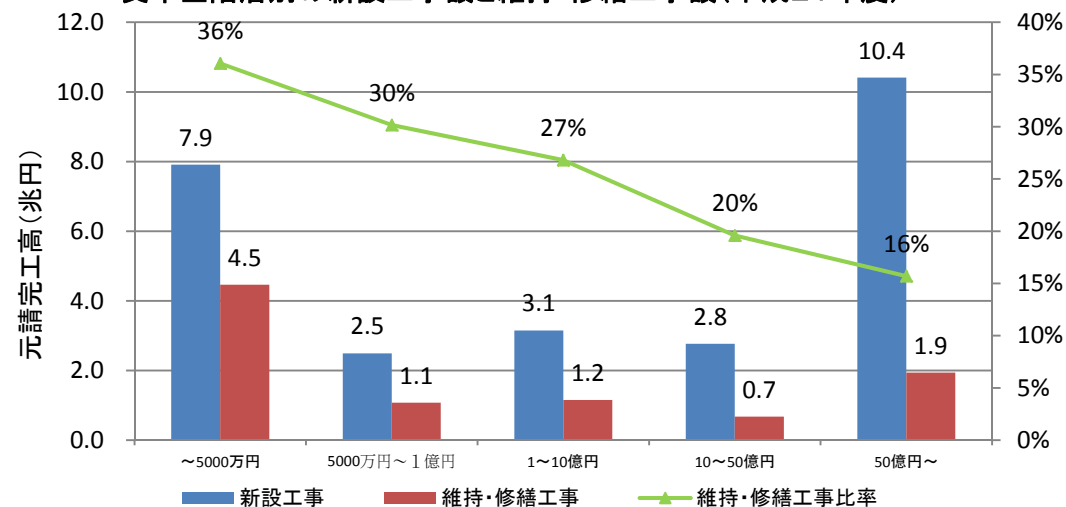


新設・維持修繕工事の推移 (H10を100)



中小建設事業者ほど、維持修繕工事の割合が高い

資本金階層別の新設工事額と維持・修繕工事額 (平成21年度)



今後の我が国の建設市場は???

○西欧型のストック市場へ

各国の維持修繕工事／工事合計の割合(2007)
 西欧 英:43% 仏:46% 独:53% 伊:56%
 (※東欧平均 30%)

○相対的には中小建設業の受注機会が増加

維持修繕工事の総額の中で、完工高50億円以下の事業者の占める割合は61% (2009)

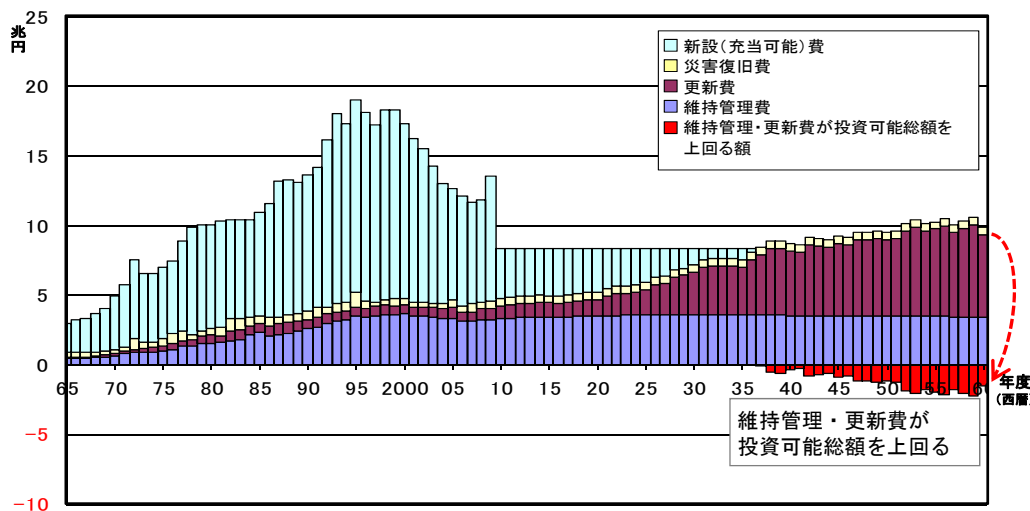
○ 国土交通省所管の社会資本を対象に、今後の維持管理・更新費について、次の2通りのケースを想定し推計。

ケース1: 従来通りの維持管理・更新をした場合

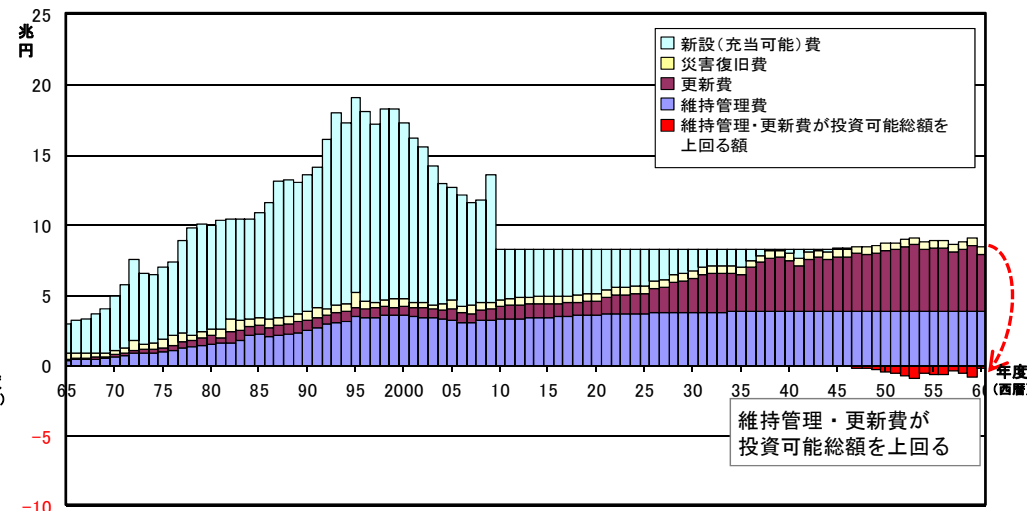
ケース2: 予防保全の取組みを先進地方公共団体並みに全国に広めた場合

	ケース1 (従来通りの維持管理・更新をした場合の推計)	ケース2 (予防保全の取組みを先進地方公共団体並みに全国に広めた場合の推計)
維持管理・更新費が投資可能総額を上回る年度	2037年	2047年
2060年度までの間に更新できないストック量	2060年度までに必要と試算された更新費 約190兆円のうち 約30兆円	約6兆円

ケース1
(従来通りの維持管理・更新をした場合の推計)



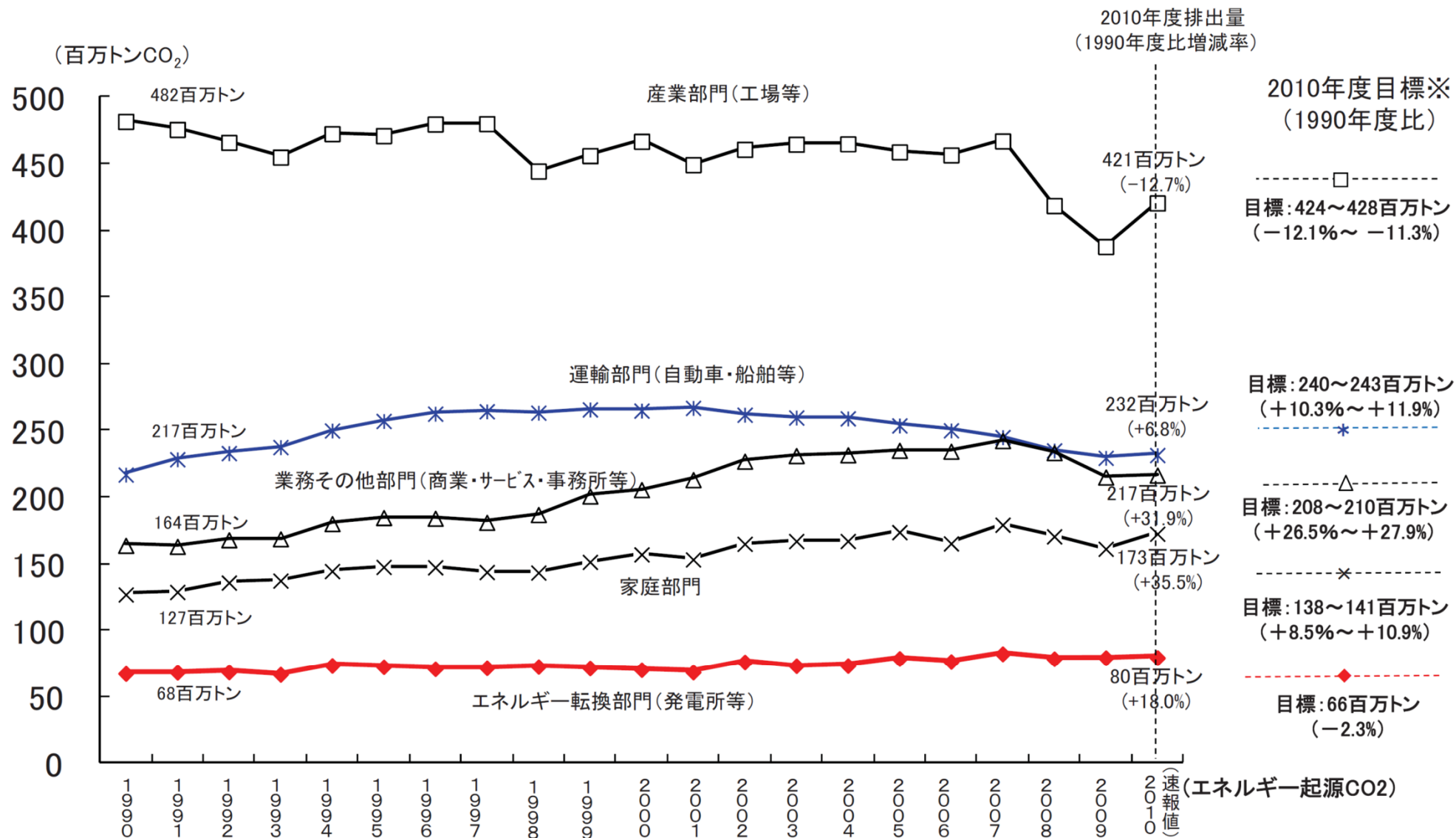
ケース2
(予防保全の取組みを先進地方公共団体並みに全国に広めた場合の推計)



○ 国土交通省所管の社会資本8分野(道路、港湾、空港、公共賃貸住宅、下水道、都市公園、治水、海岸)を対象に、2060年度までの維持管理・更新費を推計。

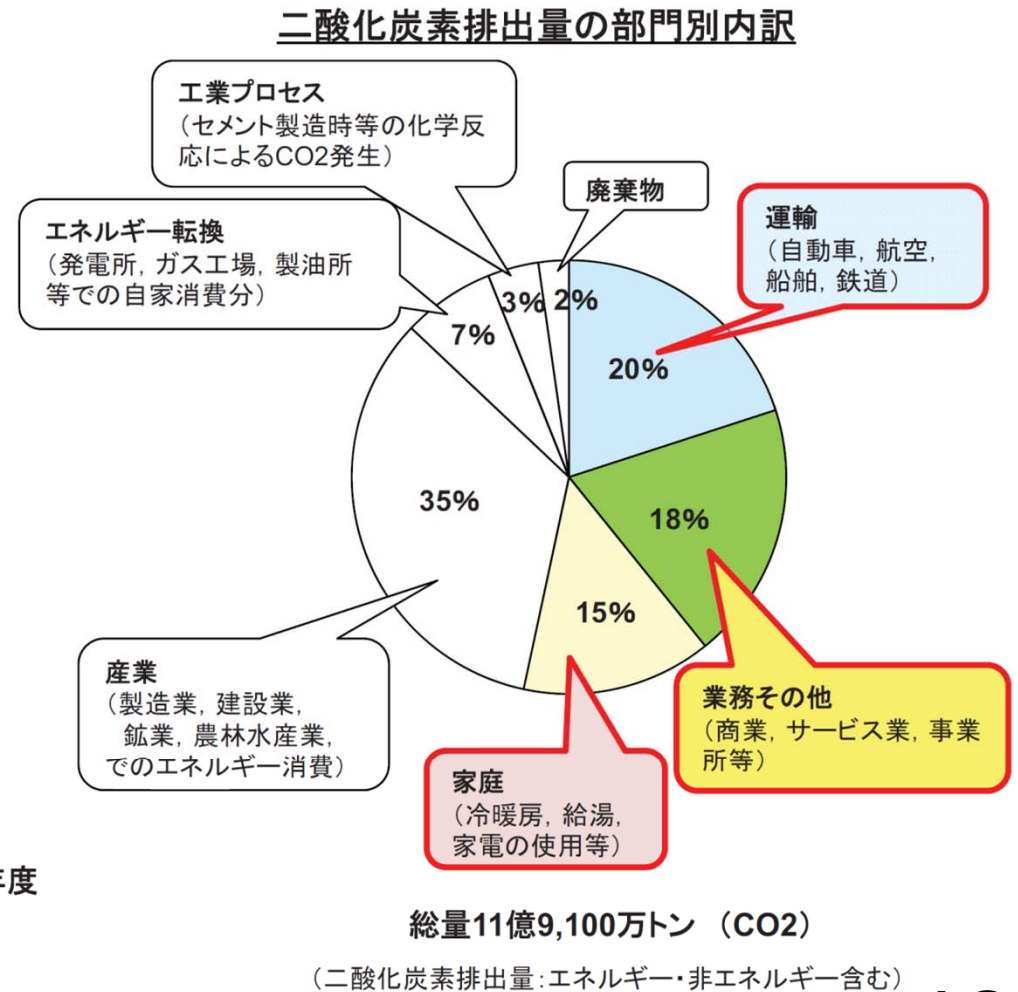
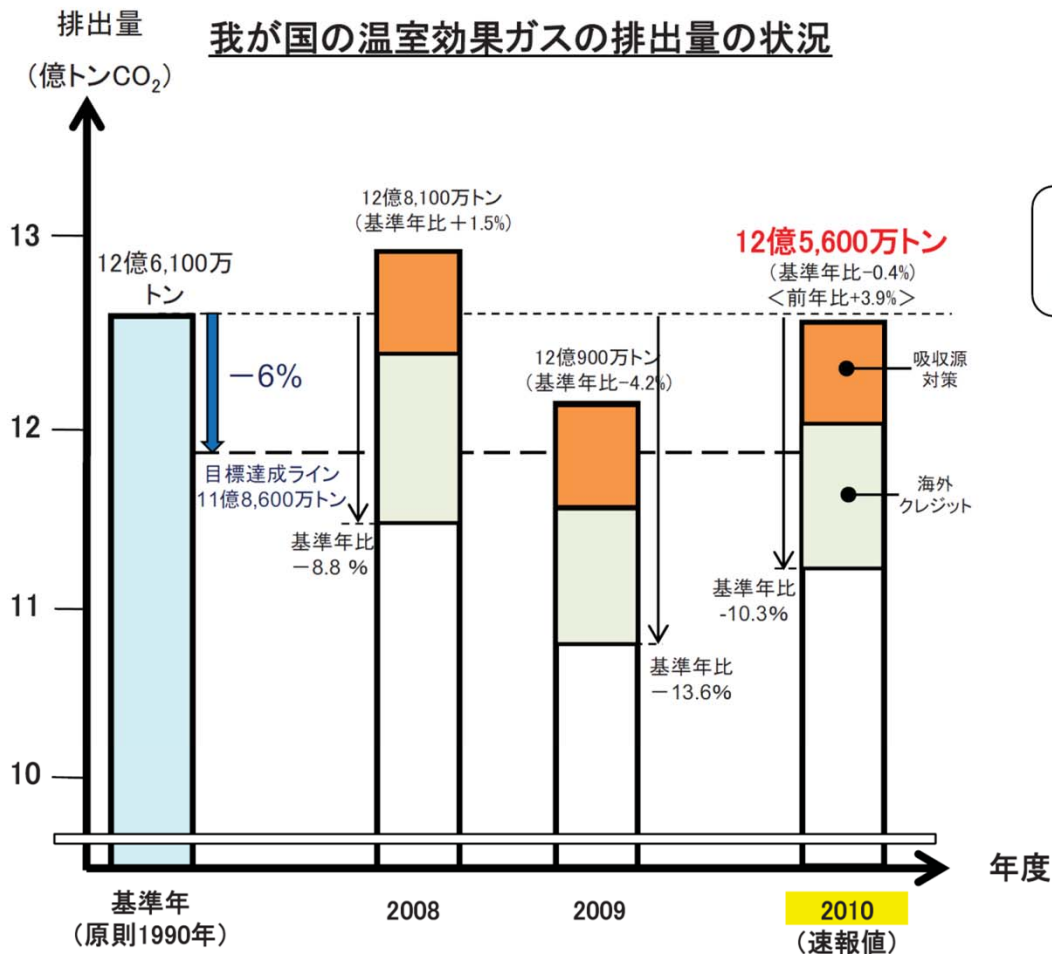
○ ケース2では、予防保全に先進的な取組みを行っている地方公共団体等にアンケート等を行い、予防保全を行うことによって変化する社会資本の耐用年数や維持管理費を想定し、先進的な地方公共団体等と同じレベルまで予防保全が導入されると仮定して推計。

部門別のCO₂排出量の推移と目標



※2010年度目標値は京都議定書目標達成計画(2008年3月28日閣議決定) における対策上位ケースの数値

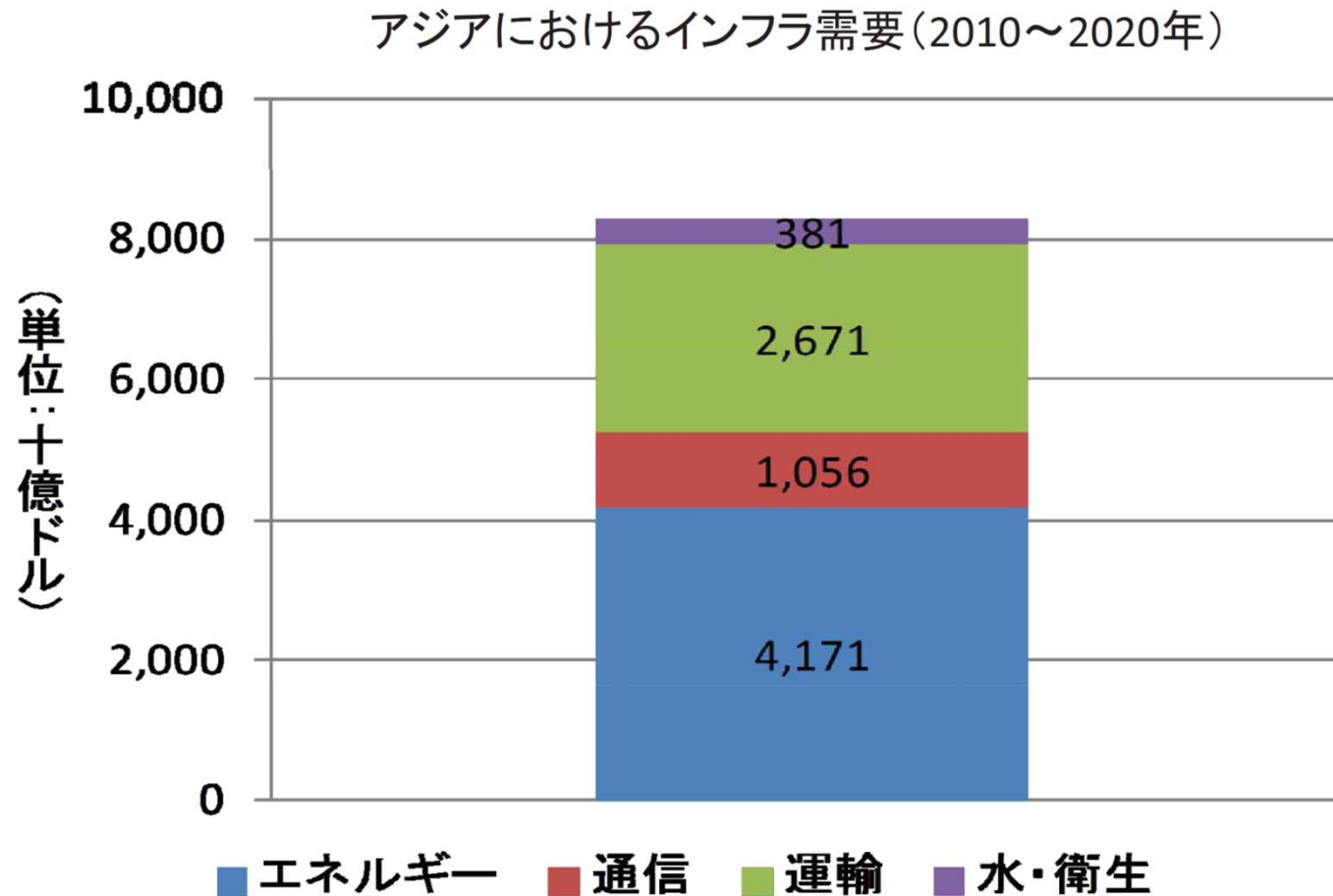
2010年度における我が国の排出量は、前年度比で+3.9%、基準年比で-0.4%であり、吸収源対策※¹、海外クレジット※²を考慮すると基準年比-10.3%である。



※¹ 吸収源対策の目標である3.8%とした

※² 政府が取得済みのクレジット及び民間が取得し政府口座に移転済みのクレジットを考慮

○ アジアにおいては、2010～2020年で約8兆ドル超（年間7,500億ドル超）という膨大なインフラ需要が存在。



出所: ADB, ADBI "Infrastructure for a Seamless Asia" (2009)

建設企業の連携によるフロンティア事業

平成22年度
補正予算額: 11億円

建設企業が連携の強化を図り、技能者等を新規に雇用することにより、維持管理、エコ建築、耐震、リフォーム等の成長が見込まれる市場の開拓を図る取り組みに対して、連携事業に関する検討や試行的実施に当たって必要となる経費を助成。

国(事業資金は(財)建設業振興基金により助成)

- 上限1000万円を助成
(希望により、概算払で助成を受けることもできます。)
- 91の連携体を採択

連携体

- 少なくとも2社以上の建設企業の連携体
- 技能者、技術者、若年者その他の事業に必要な者を新たに1名以上雇用

※異業種等を連携体に加えることは可

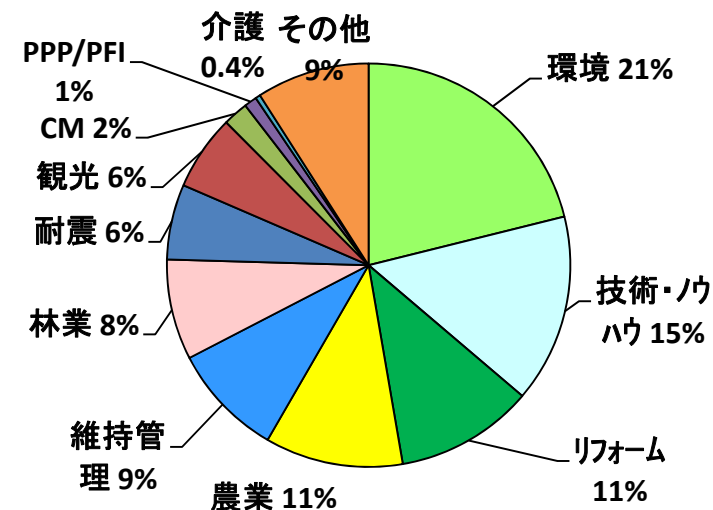
- ・ 専門家による指導、職員の研修
- ・ 新事業立ち上げに当たっての障害除去
- ・ 資機材の確保・活用
- ・ 販路開拓、広報
- ・ 連携事業の試行的実施
- ・ その他

※事業実施期間は最長で平成24年12月まで

成長が見込まれる市場の開拓

◆ 全国から251件の応募があり、審査選定委員会の審査を経て、91件を選定。

分野別の状況



※分野は申請内容により複数該当

※公募期間: 平成23年2月15日～2月28日

※事業期間: 平成23年5月下旬～最長で平成24年12月まで

「建設産業の再生と発展のための方策2011」のポイント

(平成23年6月23日 建設産業戦略会議)

対策1 地域維持型の契約方式の導入

- 地域維持事業の担い手確保に資する新たな契約方式(※)の導入

※ 包括発注（一括契約、複数年契約等）や、地域建設企業の共同体による受注

対策5 海外展開支援策の強化

- 契約・リスク管理の強化
- 情報収集・提供、人材育成の強化等
- 投資協定の活用

対策2 保険未加入企業の排除

- 行政、元請、下請による一体的な取組

＜行政＞ 保険加入状況の確認強化、指導
＜元請＞ 下請指導責任の明確化
＜下請＞ 保険加入の徹底

対策6 不良不適格業者の排除

- 保険未加入企業の排除、技術者適正配置の徹底（再掲）
- 建設企業としての欠格要件の強化
- 都道府県との連携強化

対策3 技術者データベースの整備と業種区分の点検

- 技術者DBの整備・活用による技術者の資質向上と適正配置の徹底
- 業種区分の点検と見直し

対策7 震災を受けた特別の対応

- 建設企業の役割を発揮させるための行政による支援等
- 地域企業と地域外企業の適切な活用
- 事業の早期着手のための随意契約や指名競争入札の活用等

対策4 入札契約制度改革の推進

- 地方公共団体等におけるダンピング対策の強化
- 段階選抜方式の活用推進
- 地域企業の適切な活用
- 受発注者間の法令遵守ガイドラインの策定

中央建設業審議会・社会資本整備審議会 基本問題小委員会 中間とりまとめ（概要）

平成24年1月27日 中間とりまとめ

◇ 設置趣旨

建設産業が活力を回復し、持続的に発展していくための方策について検討

◇ 開催経緯

平成23年9月30日設置。毎月1回、計5回審議

◇ 中間とりまとめの概要

○「建設産業の再生と発展のための方策2011」の具体化を中心とする審議結果を、中間的にとりまとめ

1. 地域維持型契約方式の導入

別紙1参照

- ・地域維持型JVが制度化（共同企業体運用準則改定）
- ・各発注機関における導入及び活用を促進

2. 技術者データベースの新たな仕組みの概要

別紙2参照

- ・主任技術者相当以上の資格を有する者は登録可能
- ・監理技術者については、現場配置情報の登録及び登録を受けた者からの選任を義務付け
- ・発注者等は、必要な範囲でインターネット上で閲覧可能

3. 業種区分の点検結果と見直しの方針

別紙3参照

- 取引実態等からみれば概ね安定的に機能していると評価できる一方、社会経済情勢の変化やニーズを踏まえ、検討を深める必要
- ・「なおす」「とりこわしてつかう」に関連した業種区分の見直し
- ・一式工事の一定分野を施工できる新業種を柔軟に設定できる仕組み
- ・建設工事の内容、例示の見直し

4. 社会保険未加入問題への対策

別紙4参照

- ・許可・更新時等の加入状況の確認・指導、社会保険担当部局への通報
- ・元請企業による下請企業への指導
- ・法定福利費の確保のための関係者への周知
- ・全国・地方毎に関係者による協議会を設置

5. その他検討事項

- 不良不適格業者の排除の徹底
 - ・暴力団員等を許可の欠格・取消事由に追加
 - ・技術検定不正受験者に対する受験禁止措置
- 技術・技能の振興
 - ・民間の資格制度の活用
 - ・基幹技能者の施工体制台帳への位置付け
- 海外展開の促進、閲覧制度の見直し 等

○建設産業が持続可能で活力ある国土・地域づくりの担い手としてその役割を的確に果たすことができるよう、建設市場の在り方、住宅・社会資本の維持更新、低炭素・循環型社会の構築などの諸課題に対応する施策の充実強化に向けた、更なる検討が必要

地域維持型契約方式の活用（入札契約適正化指針（H23.8.9閣議決定））

地域維持事業の担い手の確保が困難となるおそれがある場合 ⇒ 包括して発注する方式を活用

（社会資本の維持管理や除雪、災害応急対策など）

○年間を通じた工事量の平準化

（除雪 + 除草、維持補修等）

○異なる事業の組み合わせ

（道路管理 + 河川管理）

○異なる工区の組み合わせ

（A工区 + B工区）

契約
（複数年）

（従来の担い手）

地域の

○単体企業

○経常建設共同企業体 等

（制度の新設）

○**地域維持型建設共同企業体**

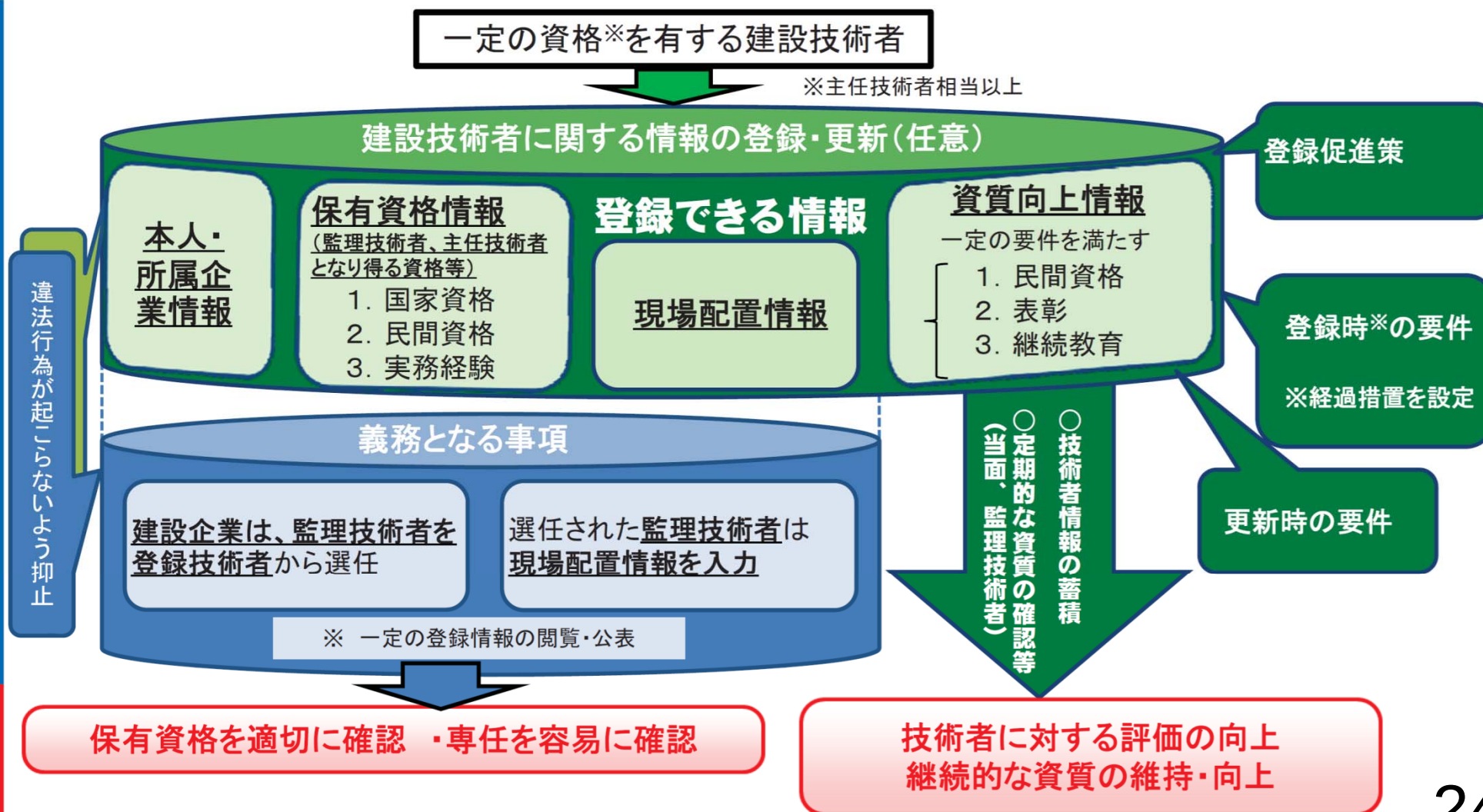
地域維持型建設共同企業体（共同企業体運用準則（H23.11.11）、地域維持型建設共同企業体の取扱いについて（H23.12.9））

- ① 性格 地域の維持管理に不可欠な事業につき、地域の建設企業が継続的な協業関係を確保することによりその実施体制を安定確保するために結成される共同企業体
- ② 工事の種類・規模 社会資本の維持管理のために必要な工事のうち、修繕、パトロール、災害応急対応、除雪など地域事情に精通した建設企業が当該地域において持続的に実施する必要がある工事（維持管理に該当しない新設・改築等の工事を含まない）
- ③ 構成員（数、組合せ、資格）
 - ・ 地域や対象となり得る工事の実情に応じ円滑な共同施工が確保できる数（当面は10社を上限）
 - ・ 総合的な企画・調整・管理を行う者（土木工事業又は建築工事業の許可を有する者）を少なくとも1社含む
 - ・ 地域の地形・地質等に精通し、迅速かつ確実に現場に到達できる
- ④ 技術者要件 通常のJVよりも技術者要件（専任制）を緩和
- ⑤ 登録 単体との同時登録及び経常・特定JVとの同時結成・登録が可能

目的

技術者データベースの構築により、技術者情報の蓄積、技術者の資質の維持・向上、適正配置の徹底等を進め、建設産業に対する国民や市場からの信頼を高めるとともに、企業と技術者の評価の向上を図る。

仕組みの概要



社会経済情勢の変化に建設産業が対応し、持続可能な形で我が国の将来を支えていくためには、その時々ニーズを踏まえた見直しが必要

当面の業種区分の見直し

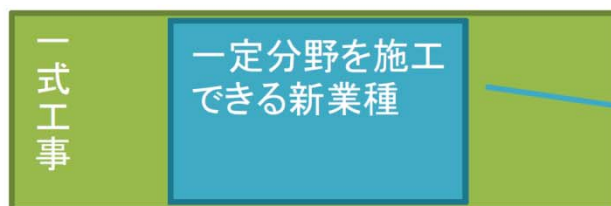
現行の業種区分の考え方及び枠組みを基本としつつも、社会的ニーズや建設市場の趨勢などの視点を従来以上に加味し、個別に検討すべき

- 当該工事に必要な技術が専門化しており、また、対応する技術者資格等が設定できること
- 疎漏工事のリスク低減など適正な施工の確保又は社会的課題の解決に顕著な効果が見込まれること
- 現在、ある程度の市場規模があり、今後とも工事量の増加が見込まれること



新たな仕組みの検討

社会経済情勢の変化やその時々ニーズに建設産業が柔軟に対応できるような枠組みも併せて検討すべき



具体の施工可能分野等は中央建設業審議会の意見を聞いて政省令で措置する等

建設工事の内容、例示の見直し

技術の向上や不良不適格業者の排除を図る仕組みの検討

- 登録基幹技能者制度の一層の活用
- 技術者データベースの活用
- 民間の施工技術向上の取組の支援 等

社会保険未加入問題への対策の概要

別紙4

課 題

- 下請企業を中心に、特に年金、医療、雇用保険について、保険未加入企業が存在。
- 若年入職者減少の一因となっているほか、適正に法定福利費を負担する事業者ほど競争上不利。

対 策

【対策の進め方】

- 行政・元請・下請が一体となって、総合的に取組を実施。
- 実施後5年を目途に、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指す。
- 業界ごとの工程の情報共有、実施状況のフォローアップ等のため、全国・地方ブロック等を単位として協議会を設置。

1. 行政による制度的チェック・指導

①建設業許可・更新時の加入状況確認

- ・建設業許可・更新の申請時に保険加入状況を確認し、未加入企業を指導。

②建設業担当部局による立入検査

- ・建設業法上の立入検査により、保険加入状況、元請企業の下請企業指導状況を確認・指導。

③経営事項審査の厳格化

- ・経営事項審査において、未加入企業の減点の幅を拡大。

④社会保険担当部局との連携

- ・社会保険担当部局への通報、保険者からの働きかけ

2. 元請企業による指導

○元請企業による下請指導

- ・施工体制台帳、再下請通知書、作業員名簿等により、下請企業の保険加入状況を把握し、未加入企業を指導。

3. 法定福利費の確保

①発注者への要請・周知、元請企業への指導

- ・法定福利費を含む適正な見積の実施、通常必要と認められる原価の確保等に関する周知徹底。

②ダンピング対策

③重層下請構造の是正

4. 保険加入の啓発・キャンペーン

○関係者による啓発資料の作成、キャンペーンの実施

- ・行政、関係団体、協力会、保険者等様々な主体による周知啓発。

5. その他

①建設関係団体の自主的取組

- ・「保険加入計画」を策定・周知・啓発等計画的に加入促進。

②社会保険適用促進に向けた研究